

## 監 査 公 表

令和 5 年度の行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

高知市監査委員 細 川 哲 也  
 高知市監査委員 金 子 努  
 高知市監査委員 長 尾 和 明  
 高知市監査委員 浜 口 佳寿子

令和 5 年度の行政監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

## 記

意見	措置状況
<p>財務部管財課</p> <p>物品は、市が保有する貴重な財産であり、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて有効に活用することが求められている。</p> <p>しかしながら、各部局等において、備品整理標識を貼付していなかったり、物品台帳に備品を正確に登録していなかったり、適切な場所で保管していなかったりしている事態、また、備品を長期間活用していなかったり、有効に活用していなかったりしている事態は適切ではなく、これらの事態は、備品を適正に管理することについての理解が十分でないことなどによるものと認められた。</p> <p>については、備品の管理及び活用が適正なものとなるよう、次のとおり意見を述べる。</p> <p>管財課においては、改めて指導・周知徹底するとともに、監査の対象とならなかった部局課等を含むすべての部局課等は、監査の結果及び意見を参考にするなどして、備品が、より適切かつ有効に活用されるよう取り組まれない。</p> <p>1 備品整理標識の貼付は、備品を適切に管理し、亡失等の事故を未然に防止するためにも確実に実施すること。特に、監査の対象とした取得価格50万円以上の備品については、期限を定めるなどして早急に是正するとともに、その結</p>	<p>財務部管財課</p> <p>備品の管理及び活用が適正なものとなるように、今回の指摘事項を含め物品会計規則に基づく適正な備品管理事務について職員情報共有システムへ令和 6 年12月25日付けで掲示し、周知徹底いたしました。</p> <p>併せて、備品の検査に当たっては、台帳と備品の現物の突合や数量の確認にとどまらず、備品の状態や活用状況も確認するように依頼し、返納や所管換えの促進等を通じて、備品の目的に応じた有効活用を図ります。</p> <p>これまでも廃車となった公用車や廃材等については売却を行ってきましたが、税外収入拡大を図るため、その他の不用となった備品の売却方法等についての検討を進めます。</p> <p>備品整理標識が未貼付であった備品については、所管課に速やかな対応を依頼し、備品への貼付が困難なもの以外は全て貼付しました。</p> <p>備品整理標識の貼付が困難な備品については、各備品の品質にかなった方法による標示となるよう、「備品整理標識の貼付位置の統一等について」（平成25年 7 月31日付け25管第673号通知）を前述の令和 6 年12月25日付けで改めて全庁掲示いたしました。</p>

意見	措置状況
<p>果を報告されたい。</p> <p>2 備品の登録は、その属すべき分類を明らかにするなどして正確に実施すること。登録が漏れている備品がないか、処分等により存在しない備品が登録されたままとなっていないかなどについても確認や見直しを行うこと。特に、保管場所を変更したり、所管換えを行ったりした場合には、直ちに物品登録の異動を行い確認すること。</p> <p>3 備品の保管は、その種類や用途等に応じて適切な場所で管理・保管すること。特に、美術品については劣化・毀損等を生じないように適切に管理・保管するよう努められたい。</p> <p>4 備品の廃棄は、規則に基づき適切に実施するとともに、不用の決定をした場合には長期間保管することなく速やかに売却又は廃棄等されたい。</p> <p>5 備品の検査は、登録漏れなど不適切な事態を防止するためにも、台帳と備品の現物との突合による検査を年1回以上確実に実施すること。</p> <p>6 長期間活用していない備品については、その状態を定期的に確認するとともに、目的に応じた有効活用を図ること。また、今後とも長期間活用する見込みがないものについては、返納や所管換えによる有効活用や売却等による税外収入の確保についても検討されたい。</p> <p>7 故障している備品については、修理等が可能か否かを速やかに判断して有効活用を図ること。</p>	